

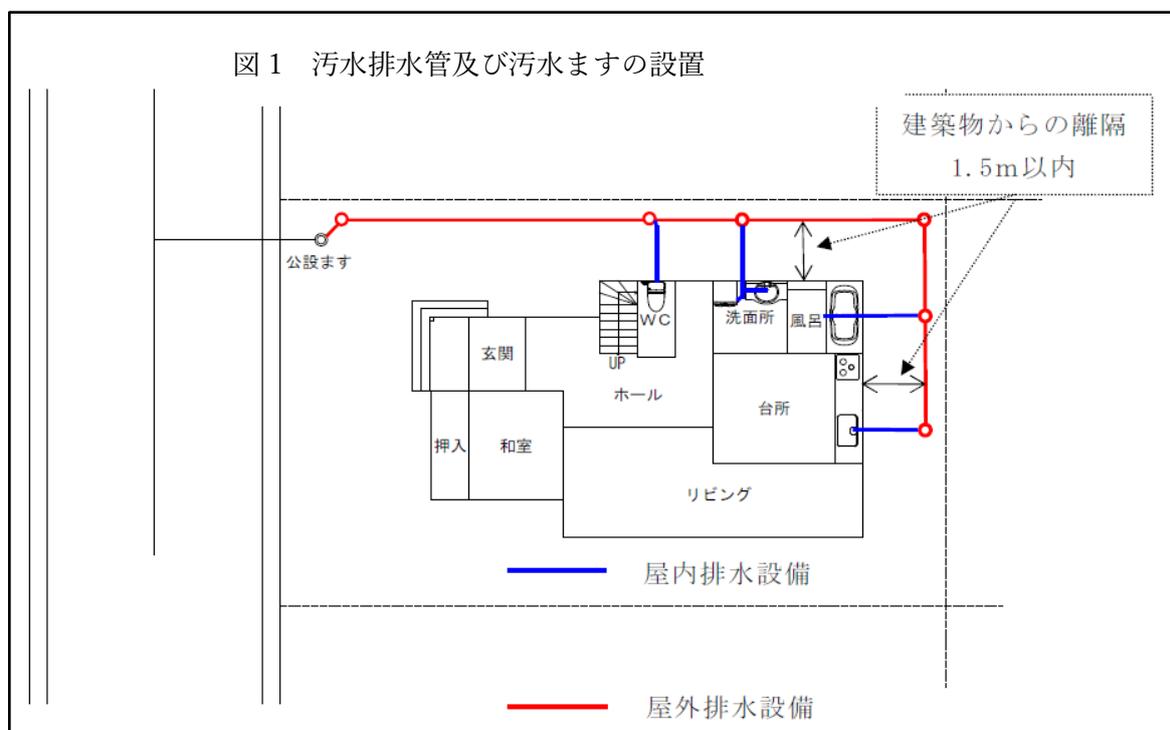
奥多摩町下水道排水設備の設計基準

奥多摩町環境整備課下水道業務係

1. 排水管

(1) 排水計画

- 1) 公共汚水ますへ接続する場合は、配管経路の設計を行う前に、必ず現地で公共汚水ますの位置、深さの確認を行う。
- 2) 配管計画は公共汚水ます等の排水施設の位置、屋内排水設備から排水箇所、敷地使用状況、敷地の地形、他の建築付帯設備の設置状況等を考慮し配管経路を定める。
- 3) 排水管の埋設深さは、敷地の地盤高、公共汚水ますの深さを考慮し、最長延長の排水管の起点汚水ますを基準として管路延長、こう配によって下流に向かって計算する。
- 4) 汚水ますの深さ、排水管の管底の計算は、管路延長により行う。
- 5) 配管経路は施工及び維持管理上から、できるだけ建物、池、樹木等の下を避ける。
- 6) 汚水排水管及び汚水ますは図1により建築物の外壁から原則 1.5m 以内に設置する。ただし、建築物の基礎及びこれに付帯する構造物が支障になり、これにより難しい場合は、下水道業務係と協議すること。
- 7) 分流式の雨水排水管汚水排水は上下に並行することを避け、交差する場合は汚水排水管が下に雨水排水管が上になるようにする。
- 8) 分流式の雨水排水管と汚水排水管が並列する場合、原則として汚水管を建物側とする。
- 9) 分流式の汚水排水管には雨水が、また、雨水排水管には汚水が誤って流入することのないように十分注意しなければならない。



(2) 管径とこう配

排水管は原則として自然流下方式であり、下水を支障なく流下させるために適切な管径、こう配とする必要がある。こう配を緩くすると、流速が小さく、管径の大きいものが必要となり、こう配を急にとると、流速が大きくなり管径が小さくとも所要の下水量を流すことができる。急こう配すぎると下水のみが薄い水層となって流下し、逆に緩こう配すぎると掃流力が低下し固形物が残る。管内流速は、掃流力を考慮し0.6~1.5m/秒の範囲とする。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を3.0m/秒とすることができる。

排水管の勾配は、以下のとおりとする。

排水管の内径（単位ミリメートル）	勾配
100 以上 150 未満	100 分の 2.0 以上（1 mにつき 2 cm下がる）
150 以上 200 未満	100 分の 1.5 以上
200 以上 250 未満	100 分の 1.2 以上
250 以上	100 分の 1.0 以上

(3) 排水管の土被り

排水管の土被りは、公道内は 80 cm以上、私道内は 45 cm以上、宅地内は 20 cm以上とすること。ただし、地形的な理由で困難な場合は、下水道業務係と協議を行うこと。

露出配管は原則として認めないが、地形等の関係で、やむを得ず露出配管としなければならない場合は、凍結や損傷を防ぐため適切な材料で防護する。

(4) 使用材料

排水管は雨水及び汚水を流通させるため、その材質はち密で、堅固でなければならない。配管材料は、特殊なものを除き、日本産業規格又はこれに準ずる製品を使用する。硬質塩化ビニル製管を使用する場合は、原則として地中配管部にはV U 管を、露出配管部にはV P 管を使用する。

2. 汚水ます

(1) 汚水ますの設置箇所

汚水ますは流入管を取りまとめて下流管に導入流下させる役目、排水管の検査、清掃の目的を兼ねた構造物である。

- 1) 排水管の起点と終点
- 2) 管路の屈曲点、合流点、落差又は段差点、こう配、材質、管径の変わる箇所
- 3) 排水管が直線であるときは、管の清掃の利便のため、その管径の 120 倍以内の排水管の維持管理上適切な箇所

(2) 汚水ますの構造

密閉蓋を設置し、排水管の内径と埋設の深さに応じて維持管理に支障のない大きさにしなければならない。

(3) ポンプ施設

地下室、その他下水の自然流下が十分でない場合はポンプ施設を設置しなければならない。
ポンプ施設は逆流しないような構造のものを設置しなければならない。

3. 阻集器の設置

下記の物質を含む汚水の排出箇所は、下水道への流下を阻止し、分離し、収集する有効な装置として阻集器（グリストラップ）を設置しなければならない。

- (1) 土砂など固形物質を含む汚水の排水箇所
- (2) 可燃性油類を含む汚水の排水箇所
- (3) 脂肪分を多量に含む汚水の排水箇所
- (4) 浮遊物質を多量に含む汚水の排水箇所

4. 排水設備計画の確認

- ・排水設備計画の確認を受けようとする者は、工事着手前の 7 日前までに排水設備計画確認申請書を提出しなければならない。
- ・申請書には図面を添付すること
 - (1) 排水設備を設置する場合は平面図を添付すること
 - (2) 排水設備を設置する地盤に著しい高低のある場合、面積が広大な場合にあつては、排水管の形状、大きさ、勾配、延長及び管底高、土被り、地盤高並びに柵の内径及び深さを表示した縦断面図（縮尺、横は平面図に準じて縦は 30 分の 1 以上）
 - (3) 2 階以上の建物で、平面図のみでは排水管等の配置に明確さを欠く場合は、排水管等の形状、大きさを示した配管立面図
 - (4) 排水設備のうち特殊構造のものについては、その形状、大きさ等を表示した構造詳細図（縮尺 30 分の 1 以上）



奥多摩町は、上記の申請書を確認し、排水設備計画確認通知書を交付する

5. 排水設備工事の完了届

申請者は排水設備の工事が完了した際は、14 日以内に排水設備工事完了届を提出する

6. 公共下水道使用開始届

申請者は排水設備の工事が完了した際は、速やかに公共下水道使用開始届を提出する